



全ト協発第245号(環)  
令和元年8月23日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本 克己



## 東京都条例に基づくディーゼル車規制等の周知徹底について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京都においては、条例で定める基準に適合しないディーゼル車について、運行を禁止する等の規制を行っておりますが、来年夏の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、全国各地から多くの関係車両が都内に流入することが見込まれることから、今般、東京都知事より、別紙のとおり、ディーゼル車規制等について改めて周知徹底するよう依頼がありました。

なお、首都圏においては、別添リーフレットのとおりに、東京を含む九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市および相模原市）においてディーゼル車規制が行われております。

つきましては、貴協会におかれましても、傘下会員事業者に対し、ディーゼル車規制等についての周知を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

(添付資料)

- ・東京都7月30日付け文書  
「東京都条例に基づくディーゼル車規制等の周知徹底について（依頼）」
- ・九都県市首脳会議リーフレット  
「埼玉・千葉・東京・神奈川でディーゼル車規制実施中」

(ディーゼル車規制に関する問い合わせ先)

東京都 環境局 環境改善部 自動車環境課

ディーゼル車規制相談窓口

電話：03-5388-3528 FAX：03-5388-1382

(本文書に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019